

## (1) 簿記能力検定試験出題基準および合格者能力水準

(令和6年4月改正)

簿記能力検定試験は、次の基準により作成し、この簿記会計能力水準を保証するものとする。

基礎簿記会計 (簿記会計学の基本的素養が必要な営利・非営利組織)

- ①組織が営利か非営利かに関係なく必要とされる簿記の仕組み及び会計学の基本的な考え方を理解できる。
- ②個人事業主及び極めて小規模な株式会社の経営者や経理担当者、あるいはマンション管理組合の役員として関連組織を計数の観点から管理するための会計情報を作成及び利用できる。

3 級 **商業簿記** (小規模株式会社)

- ①小売業や卸売業(商業)における管理のために必要とされる簿記の基本的な仕組みを理解できる。
- ②小規模な株式会社の経理担当者ないし経営管理者として計数の観点から管理するための会計情報を作成及び利用できる。

2 級 **商業簿記** (中規模株式会社)

- ①会社法による株式会社を前提とし、小売・卸売業のみならず他業種にも応用できる簿記、とりわけ資本の管理(調達・運用)のために必要とされる簿記の仕組みを理解できる。
- ②中規模な株式会社の経理・財務担当者ないし経営管理者として計数の観点から管理するための会計情報を作成及び利用できる。

**工業簿記(製造業簿記入門)** (工業簿記の基礎)

製造業における簿記の学習導入部と位置付け、現場の経理担当者として、工程管理のための実際原価に基づく基本的な帳簿を作成でき、また、これらを管理する能力を持つ。

1 級 **商業簿記・財務会計** (大規模株式会社)

- ①会社法による株式会社のなかで商業を前提にし、主たる営業活動のみならず、財務活動や投資活動など、全般的に管理するために必要な簿記及び財務会計に関する基本的な事柄を理解できる。
- ②大会社の経理・財務担当者ないし経営管理者として計数の観点から管理するための会計情報を作成及び利用できる。連結財務諸表については、会計人として初歩的知識を保有する。

**原価計算・管理会計** (中小規模企業)

製造業の経理担当者ないし管理者として、原価の意義や概念を理解したうえで、複式簿記に精通し、製造過程の帳簿を作成できるとともに、その内容を理解でき、製造原価報告書および製造業の損益計算書と貸借対照表を作成できる。また、作成した製造原価報告書と損益計算書を管理に利用できる能力を持つ。

上 級     **商業簿記 / 財務会計**     (上場企業)

- ①上場企業のCFO, 公認会計士や税理士などの会計専門職およびその候補者として必要な簿記及び財務会計に関する事柄を理解できる。
- ②大規模株式会社組織を計数の観点から管理するため, ならびに, 公認会計士や税理士又はその候補者として業務を行うために, 会計情報を作成及び利用できる。

**原価計算 / 管理会計**

製造・販売過程に係る原価の理論を理解したうえで, 経理担当者ないし公認会計士を含む会計専門職を目指す者として, 原価に関わる簿記を行い, 損益計算書と貸借対照表が作成できる。また, 製造・販売過程の責任者ないし上級管理者として, 意思決定ならびに業績評価のための会計を運用できる。